

令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金

(第3期事業)

募 集 要 領

(申 請 の 手 引 き)

令和6年2月7日

神奈川県くらし安全防災局防災部 消防保安課

目次

1	はじめに	P 1
2	支援金支給にあたっての注意事項	P 1
3	支援金支給の概要	P 2
	(1) 目的	P 2
	(2) 支援金の支給対象事業	P 2
	(3) 対象事業者	P 2
	(4) 支援対象経費及び支援金額	P 2
	(5) 料金請求額の値引きの方法	P 3
4	支援金支給の手続きについて	P 3
	(1) 支援金事業参加申請書の提出	P 3
	(2) 事業の参加承認通知の送付	P 4
	(3) 支給申請書兼実績報告書の提出	P 4
	(4) 支援金の支払	P 6
5	事業完了後の関係書類の保管	P 6
	【参考①】第2期事業と第3期事業の相違点等	P 7
	【参考②】主な手続きの流れ	P 8
7	よくある質問	P 9
	① 支援対象となる消費者について	P 9～P 10
	② 値引きについて	P 11～P 12
	③ その他	P 12～P 13
8	申請様式等	P 14～P 18
9	申請書等記載例	P 19～P 23

1 はじめに

本手引き（以下「手引き」という。）は、「令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第3期事業）支給要綱」（以下「要綱」という。）を補完するために作成するものです。

2 支援金支給にあたっての注意事項

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第3期事業）は、公的な資金である電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を財源としており、県としては適正な執行を行うとともに、不正行為については厳正に対処いたします。

本支援金の支給を申請される方や支給を受ける方は、要綱及び手引きの内容を理解していただくとともに、次の点について十分認識したうえで、支援金に係る手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

- (1) 本事業は、LPガス料金の上昇により影響を受ける一般消費者等の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は行わないでください。
- (2) 支援金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- (3) 県又は事務局から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適正な対応をいただけない場合、当該支援金に係る事業参加承認が行えない又は参加承認の取消しを行う場合があります。
- (4) 支援金を受給した事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間（令和11年度末まで）保管してください。
- (5) 偽りその他の不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合には、支援金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- (6) 調査の結果、不正行為が認められたときは、当該支援金に係る事業参加承認の取消しを行うとともに、受領済の支援金のうち取り消し対象となった額に加算金（年率10.95%）を加えた額を返還していただきます。
- (7) 要綱、手引きに記載のない部分については、県の指示に従ってください。

3 支援金支給の概要

(1) 目的

エネルギー価格の高騰による利用料金上昇の影響を受けた神奈川県内のLPガス利用者の負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

(2) 支援金の支給対象事業

支給対象事業は、(3)の対象事業者が、令和6年2月末までに販売契約を締結している県内のLPガス一般消費者等*に対して、令和6年1月から3月のLPガスの使用料金への遡及支援を行う事業とします。

※ 液化石油ガス法第2条第2項に規定する「一般消費者等」のうち体積販売で供給される者を指します。

なお、次のLPガス消費者に対する値引きは、支援金の支給対象になりません。

(対象にならないもの)

- ・ 質量販売による供給先
- ・ 高圧ガス保安法に基づくLPガスの供給先
- ・ 国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎（国庁舎・県庁舎等）

(3) 対象事業者

支援金の支給対象となる者は次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

ア 法律の液化石油ガス販売事業者又はガス小売業者であって、神奈川県内の一般消費者等にLPガスを販売する者であること。

イ 令和6年3月中又は4月に行う料金請求時に、神奈川県内のLPガスを利用する一般消費者等に対して利用料金請求額の値引きを行い、当該事実を証明できること。（詳細は、(5)を参照）

(4) 支援対象経費及び支援金額

支援対象経費	支援金額
値引き原資	一般消費者等一件当たり 1,140 円
値引きに係る事務経費	1 販売所・営業所当たり 150,000 円

(5) 料金請求額の値引きの方法

令和6年3月又は4月中に行う料金請求時に、一般消費者等一件あたり1,140円の値引きを行ってください。

値引きの対象は、令和6年2月末までに販売契約を締結している一般消費者等とします。

値引きは、必ず元値（税抜額）から行ってください。

また、利用者に対して、検針票や別紙等により、値引きを行った旨と値引き額を通知するとともに、その写しなど各消費者に対する値引きの事実を証する書類等を保管してください。

今回の検針・請求分のLPガス利用料金について、神奈川県の支援で〇〇〇円値引きされています。
令和〇年〇月〇日

(事業者名)

(例) 検針票の別紙等として値引きを通知する場合の内容の例

4 支援金支給の手続について

県は、本支援金の支給に関する書類審査等の事務を次の事業者に委託しています。支援金の支給に関する提出書類の内容確認や書類の補正依頼等について、当事業者から連絡させて頂くことがありますので御承知ください。

【審査事務等の受託事業者】

株式会社CTI情報センター

本社所在地：横浜市西区楠町9-7 TAKビル4階

本事業に関する事務所所在地：横浜市栄区桂町735 桂郵便局ビル3階

本事業に関する連絡先：045-330-9762

(1) 支援金事業参加申請（申出）書の提出

ア 申請受付期間

令和6年2月7日（水）から令和6年2月29日（木）まで

イ 提出書類

- ① 神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第3期事業）参加申請（申出）書（第1号様式）

- ② 第1号様式別紙
- ③ 第1期事業、第2期事業のいずれにも参加していない場合には、液化石油ガス法又はガス事業法の登録を受けた者であることを証明する書類（登録済証等）

ウ 提出方法

県ホームページから各様式等をダウンロードし、電子申請（e-kanagawa）又は郵送により提出ください。

〈ホームページURL〉

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kd8/lpshienkin.html>

〈電子申請について〉

申請方法については、県ホームページからご確認ください

〈郵送の場合の提出先〉

住 所：〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県庁くらし安全防災局 防災部

消防保安課 LP ガス・火薬・電気グループ

- (2) 事業の参加承認通知の送付（第1期事業、第2期事業のいずれにも参加していない場合）

第1期事業、第2期事業のいずれにも参加していない事業者については、LPガス販売事業者から提出のあった申請書が要綱等の要件を満たし、適当と認められる場合は、支援金に係る「神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第3期事業）参加承認通知書（第2号様式）」を送付いたします。

申請内容が適当でないと判断した場合は、「神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第3期事業）参加不承認通知書（第3号様式）」にて、承認できない旨を通知します。

なお、第1期事業又は第2期事業に参加された事業者については、参加申請ではなく参加申出として扱い、参加申請（申出）書の提出をもって参加手続きの完了としますので、参加承認通知書は送付しません。

- (3) 交付申請書兼実績報告書の提出

ア 提出期限

次の期日までに報告書を提出してください。

- ① 値引きを実施した日（請求完了日）から30日以内

イ 提出書類

次に掲げる書類を提出してください。

提出書類	備考
神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第3期事業）交付申請書兼実績報告書	第4号様式
第4号様式別紙「支援（値引き）を行った対象世帯一覧」 ※「 <u>税抜</u> で値引きを行った事業者」用と「 <u>税込</u> で値引きを行った事業者」で様式が分かれていますので、ご注意ください。	記載内容 ① 対象世帯（管理番号など世帯を特定できるもの） ② 供給先の市町村名 ③ 消費者に対して行った値引き額
振込先口座の通帳の写し	第4号様式に記入した口座情報（金融機関名、支店名・預金種目（普通・当座等）、口座番号、口座名義人）が記載されたページの写し
その他知事が必要と認める書類	県から指示があった場合に提出

また、交付申請書兼実績報告書の提出後に、県が無作為に選んだ一般消費者等（5件程度）について、次の書面の提出を、ファックス又は電子メールにより依頼させていただきます。

- ① 値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙等）
- ② 令和6年2月末までに契約をしていることが確認できるもの（2月以前の検針票等）

ウ 提出方法

県ホームページから様式をダウンロードし、必要な添付書類を添えて電子申請（e-kanagawa）又は郵送により提出してください。

〈ホームページ URL〉

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kd8/lpshienkin.html>

〈郵送の場合の提出先〉

住所：〒247-0005

横浜市栄区桂町 735 桂郵便局ビル 3階

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第3期）事務局 宛

(4) 支援金の支払

交付申請書兼実績報告書の報告内容が適当と認められる場合は、指定された口座に支援金を振り込みます。

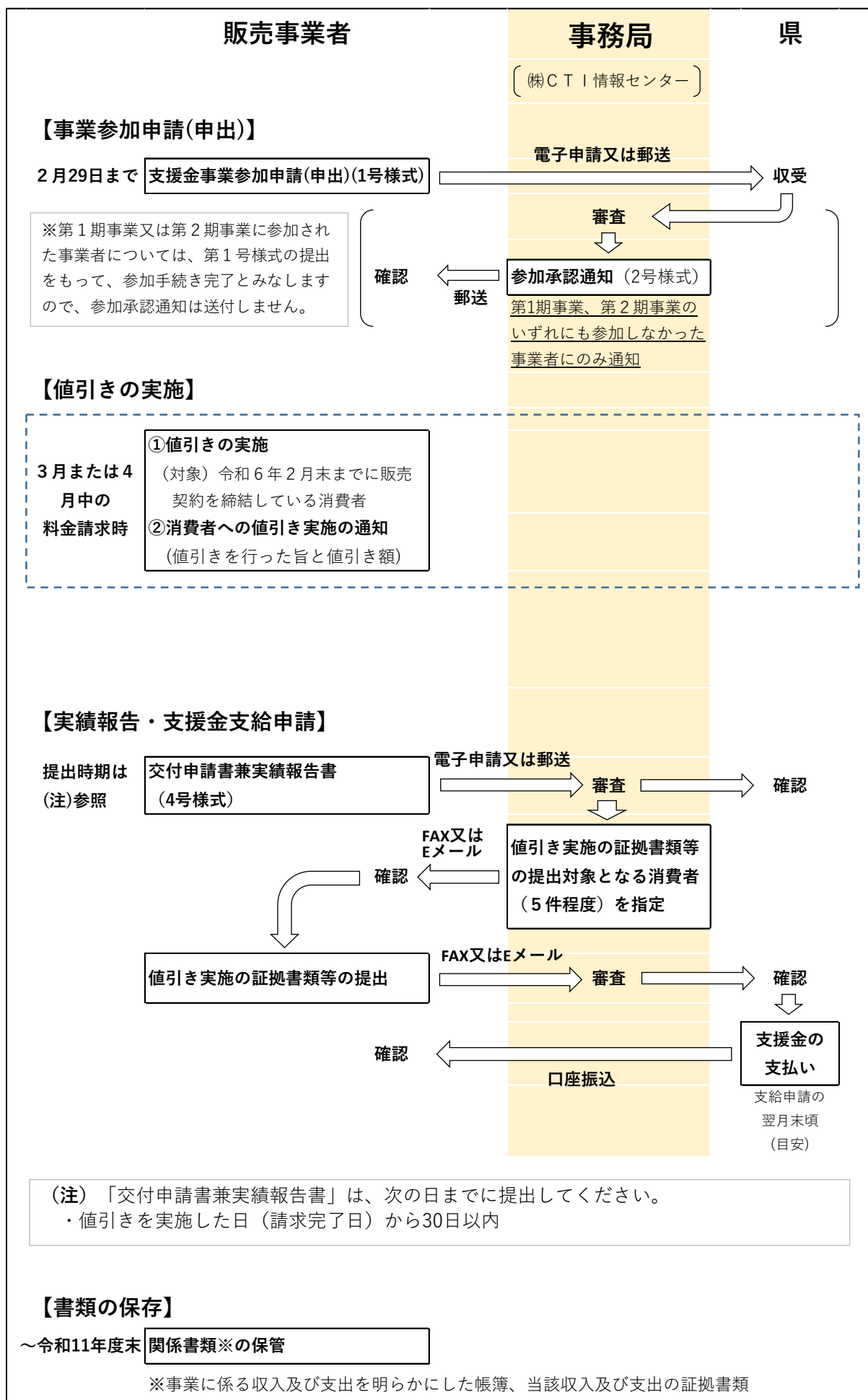
5 事業完了後の関係書類の保管

支援金を受給した事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間(令和11年度末まで)保管してください。

【参考①】 第2期事業と第3期事業の相違点等

	第3期事業（今回）	第2期事業（前回）
事業内容	一般消費者等に対する令和6年1月から3月のLPガス利用料金に対する遡及支援	一般消費者等に対する令和5年10月から12月のLPガス利用料金に対する遡及支援
値引対象世帯	<u>令和6年2月末まで</u> に販売契約を締結している消費者※ ※LP法の一般消費者等であって、体積販売するものに限ります。	令和5年11月末までに販売契約を締結している消費者※ ※LP法の一般消費者等であって、体積販売するものに限ります。
値引実施時期	<u>令和6年3月又は4月中に行う料金請求時</u>	令和6年1月中に行う料金請求時※ ※料金請求を隔月で行っている場合など、やむをえない場合であって、2月末日までに実績報告書が提出できる場合には、2月中に行う料金請求時に値引きを行うことができます。
世帯あたりの最大値引額	一律1,140円（税抜）※ ※請求額が支援金額を下回った場合は、請求額を上限に値引きを行ってください。 ※翌月に繰り越すこともできませんので、ご注意ください。	同左
値引き回数	一括（1回）	同左
事務経費	1営業所あたり15万円	同左

【参考②】 主な手続きの流れ



7 よくある質問

① 支援対象となる消費者について

①-1 値引きの対象者は誰か。

- A. 神奈川県内で液化石油ガス法又はガス事業法に基づきL Pガスの供給を受けている方のうち、体積販売にて供給される方が対象となります。

①-2 質量販売で供給を行っている消費者は対象となるか。

- A. 質量販売で供給を受けている方は対象外となります。

①-3 神奈川県外の事業所が神奈川県内の消費者にL Pガスを供給している場合、対象となるか。

- A. 対象となります。

①-4 神奈川県外の消費者にL Pガスの供給を行っているが、この消費者に値引きを行った場合、支援対象となるか。

- A. 神奈川県外の一般消費者等については、対象外となります。

①-5 コミュニティガス（旧簡易ガス）も対象となるか。

- A. L Pガスの利用世帯であれば、対象となります。

①-6 飲食店のような店舗は対象になるか。また、店舗兼自宅のような場合も対象となるか。

- A. 液化石油ガス法又はガス事業法に基づき供給を行っていれば対象となります。
具体的には、冷暖房用や飲食物の調理、クリーニング業や浴場業にガスを使用する店舗は対象となります。
なお、農作物の栽培のための冷暖房用にL Pガスを使用する場合は、対象外となります。

①-7 国の機関、地方自治体の施設は対象となるか。また、公立幼稚園、小中学校、公立保育園等は対象か。

- A. 国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎は対象外となります。それ以外の施設（幼稚園・保育園（私立含む）、小中学校（私立含む）、高等学校（私立含む）、病院、図書館等の公共施設等）については、液化石油ガス法又はガス事業法に基づき供給を行っているのであれば、対象となります。

①-8 警察署と消防署は対象となるか。また、駐在所は支援の対象となるか。

A. 警察署及び消防署については、支援対象外となりますが、駐在所については支援の対象となります。

①-9 消防団の詰所は支援の対象となるか。

A. 消防署と同様に、消防団の詰所についても支援対象外となります。

①-10 公民館、集会所は支援の対象となるか。

A. 公民館や集会所等の県民の利用に供する施設は支援対象となります。

①-11 国や地方公共団体の庁舎等は対象外とあるが、財団法人等の執務室は対象か。

A. 原則対象となります。ただし、事務所が国や自治体の庁舎内にあり、当該法人のガス使用に係る料金を国や自治体が契約主体となって立替払している場合は、対象外となります。

①-12 供給先が事業所の場合で対象外となるのはどのような場合か。

A. 高圧ガス保安法に基づき、L Pガスの供給を受けている事業所は対象外となります。

具体的には、工事用にL Pガスを用いる場合、農作物の栽培にL Pガスを用いる場合、工場等で工業用にL Pガスを用いる場合は対象外となります。

①-13 令和6年3月から契約をした消費者は対象となるか。

A. 令和6年3月以降に契約を行った消費者は対象外となります。

①-14 事業内容が令和6年1月から3月のL Pガスの使用料金への遡及支援となっているため、令和6年2月から検針を始めた消費者に対しては、2か月分の760円（税抜）の値引きを行えばよいか。

A. 一律1,140円（税抜）に値引きをお願いします。

なお、請求額が値引き額を下回った場合は、請求額分までの値引きをお願いします。

② 値引きについて

②-1 支援金は1世帯単位となっているが、複数メーターを取り付けている場合、メーター単位でよいか。

A. 利用料金の請求額の算定元となるメーターごとに1消費者（世帯）として扱ってください。

②-2 2世帯住宅で、世帯ごとにメーターがない場合でも2世帯分値引きしてよいか。

A. 2世帯住宅であってもメーターが1つしかなければ1消費者（世帯）として扱ってください。

②-3 集合住宅で法人等が社宅として複数の部屋を一括で契約している場合、対象となるか。

A. 対象となります。なお、社宅等として複数の部屋を一括で契約している場合は、利用料金の請求額の算定元となるメーター数に応じた消費者数として対象となります。

つまり、算定元となるメーターが1つしかない場合は、1消費者として扱い、算定元となるメーターが5つある場合は、5消費者として扱います。

②-4 第4号様式別紙について、独自の様式での提出でも問題ないか。

A. 第4号様式別紙の内容が満たされているのであれば、独自の様式でも構いません。別紙については、事業所ごとの記載をお願いします。

②-5 消費者への値引きの通知方法は、検針票又は請求書への明記でよいか。

A. 検針票又は請求書に次の例を参考に明記してください。

例：「神奈川県の支援で、〇〇〇円（実際の値引き額）値引きされます」

なお、上記の文言での明記が難しい場合は、「県の支援で〇〇〇円値引」のように短縮した記載でも問題ありません。

②-6 検針票等への明記が困難な場合、どのように対応すればよいか。

A. 明記が困難な場合は、本手引き3ページ記載の例を参考に別紙等により、県の支援にて値引きが行われている旨の通知をお願いします。

②-7 第1期事業では、繰越しを行うことが可能であったが、第3期事業でも繰越しは可能か。

- A. 第3期事業では、第2期事業と同じく繰越しを行うことはできません。そのため、請求額が値引き額を下回った場合は、0円になるまでの値引きをお願いします。

②-8 当社では神奈川県と東京都に消費者がいるため、「県の支援により〇〇〇円の値引きが」されていますの表示が難しい。「都県の支援により〇〇〇円の値引き」の表示でも問題ないか。

- A. 問題ありません。

③ その他

③-1 神奈川県の消費者にLPガスを供給している事業所は複数ありますが、事業参加申請と実績報告書の提出については、事業所単位で行うのか。

- A. 事業参加申請と実績報告書の提出については、法人（本社）単位での申請をお願いします。

③-2 事業参加申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出て問題ないか。

- A. 問題ありません。事業参加申請時には見込みの数で構いません。

③-3 県の支援金のホームページに「消費者配付用リーフレット」が掲載されているが、このリーフレットは必ず配布しなければならないのか。

- A. リーフレットの配布は必須とはしていません。消費者から事業の制度について説明を求められた際等に、必要に応じてご使用ください。

なお、消費者に対して当該リーフレットを配布する際は、必ず事業者名・問合せ先を記載のうえ配布ください。

③－４ 登録ガス事業者（ガス事業法第３条の登録を受けた者）が本支援金事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法上の手続は何か必要か。

A. ガス事業法第 14 条及び第 15 条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。

また、経過措置団地に供給している事業者におかれましては、指定旧供給地点小売供給約款以外の条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。

詳細につきましては、関東経済産業局ガス事業課（048-600-0413、0414）までお問い合わせください。

8 申請様式等

(第1号様式)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請（申出）者 〒
住所
氏名 法人にあつては名
称及び代表者の氏名

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第3期事業）参加申請（申出）書

令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第3期事業）支給要綱（以下「支給要綱」という。）第6条第1項（2項）の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第3期事業）への参加を申請（申出）します。

なお、支給を受けるにあたっては、支給要綱を遵守します。

第1期事業又は第2期事業への参加の有無等	<input type="checkbox"/> 有り（承認番号：消保第 号一 ） <input type="checkbox"/> 無し
概算値引き総額	円（詳細は別紙のとおり）
概算値引き世帯数	世帯（詳細は別紙のとおり）

※第1期事業又は第2期事業への参加の有無欄は、有り、無しのいずれかの口をチェックしてください。また、有りの場合は、事業参加承認通知書の日付の上に記載された番号を記載してください。

- 1 本支援金の申請に当たって、次の事項を誓約します。
 - (1) 本申請書に記載した事業所等は、現に運営をしており、神奈川県内の一般消費者等にLPガスを供給しています。
 - (2) 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者はありません。
 - (3) 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。
- 2 なお、申請後に代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、県からの求めがあった場合は、確認に必要な個人情報の提出に応じ、情報を神奈川県警察本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意しています。

(添付書類)

- 1 第1号様式別紙
- 2 液化石油ガス法又はガス事業法の登録を受けた者であることを証する書面（第1期事業参加者は、添付不要）

部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	FAX	
	e-mail	

(第1号様式 別紙)

申請対象事業所

事業所名： _____

事業所所在地： _____

総額（値引き額+事務経費）	150,000 円
概算値引き世帯数	0 世帯
内訳	1,140 円（3 か月分） × 世帯 = 0 円
	事務経費 150,000 円

(第4号様式)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(支援事業者) 〒
住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金(第3期事業)交付申請書兼実績報告書

標記支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

支援事業の開始及び完了日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
支援(値引き)対象総世帯数	世帯(詳細は別紙のとおり)
申請額	金 円(詳細は別紙のとおり)

<振込先>

金融機関名	(金融機関コード)	支店名	(支店番号)
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

※ 金融機関コードが不明な場合は省略可能です。

※ 口座名義人は、通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のものです

部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	架電対応 可能な時間帯	
	F A X	
	e-mail	

支援（値引き）を行った対象世帯一覧

事業所名： _____

**【税込み】額から
値引きを行った事業者用**

実績報告後、県又は事務局が無作為に選んだ利用世帯（5件程度）について、次の書面を提出していただきます。
 ① 値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙 等）
 ② 令和6年2月末日以前から契約していることが確認できるもの（2月以前の検針票、液石法第14条書面の写し 等）

↓こちらに記入

No	値引き対象世帯 (管理番号など世帯を特定 できるもの)	市町村名 (政令市は区まで記載)	値引額 【税込み】	値引額(税抜) (自動計算)
例 (税込1,254円を 値引きした場合)	123-45-67890 (または世帯名)	横浜市中区	1,254	1,140
1				0
2				0
3				0
4				0
5				0
6				0
7				0
8				0
9				0
10				0
11				0
12				0
13				0
14				0
15				0
16				0
17				0
18				0
19				0
20				0
21				0
22				0
23				0
24				0
25				0
26				0
27				0
28				0
29				0
30				0
～途中省略～				
165				0
166				0
167				0
168				0
169				0
170				0
値引き額総計(A)				0
事務経費(B)				
申請額(A+B)				0

※行が足りない場合は適宜追加してください

支援（値引き）を行った対象世帯一覧

事業所名： _____

**【税抜き】額から
値引きを行った事業者用**

実績報告後、県又は事務局が無作為に選んだ利用世帯（5件程度）について、次の書面を提出していただきます。
 ① 値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙 等）
 ② 令和6年2月末日以前から契約していることが確認できるもの（2月以前の検針票、液石法第14条書面の写し 等）

No	値引き対象世帯 (管理番号など世帯を特定できるもの)	市町村名 (政令市は区まで記載)	値引額 【税抜き】
例 (税抜1,140円を値引きした場合)	123-45-67890 (または世帯名)	横浜市中区	1,140
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
～途中省略～			
165			
166			
167			
168			
169			
170			
値引き額総計 (A)			0
事務経費 (B)			
申請額(A+B)			0

※行が足りない場合は適宜追加してください

(第1号様式 別紙)

申請対象事業所

記載例

事業所名： 神奈川県庁ガス（株）

事業所が複数ある場合は、
事業所ごとに作成ください。

事業所所在地： 横浜市中区日本大通り1

総額（値引き額+事務経費）	20,670,000 円
概算値引き世帯数	18000 世帯
内訳	1,140 円（3か月分） × 18000 世帯 = 20,520,000 円
事務経費	150,000 円

「総額」及び「概算世帯数」を第1号様式の「概算値引き総額」及び「概算値引き世帯数」にそれぞれ記入ください。
事業所が複数ある場合は、各事業所の合計を第1号様式に記入ください。

(第4号様式)

記載例

令和6年3月30日

神奈川県知事 殿

(支援事業者) 〒231-8588
 住所 横浜市中区日本大通 1
 神奈川県庁ガス株式会社
 氏名 代表取締役 神奈川 太郎

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第3期事業）交付申請書兼実績報告書

標記支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

支援事業の開始及び完了日	令和6年3月15日 ~ 令和6年3月25日										
支援（値引き）対象総世帯数	5世帯（詳細は別紙のとおり）										
申請額	金155,192円（詳細は別紙のとおり）										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 40%;"> <p>値引きを行った世帯数を記入ください。 事業所が複数ある場合は、各事業所の世帯の合計を記入ください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 40%; margin-left: 20px;"> <p>第4号様式別紙の「申請額」を記入ください。 事業所が複数ある場合は、各事業所の合計額を記入ください。</p> </div>											
<振込先>											
金融機関名	県庁銀行 (金融機関コード 1111)			支店名	県庁支店 (支店番号 111)						
預金種目	普通・ 当座			口座番号	1	2	3	4	5	6	7
(フリガナ)	カナガワ タロウ										
口座名義人	神奈川 太郎										

- ※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。
- ※ 金融機関コードが不明な場合は省略可能です。
- ※ 口座名義人は、通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のものです

部署名	ガス課	
担当者氏名	神奈川 次郎	
連絡先	電話番号	045-210-1111
	架電対応可能な時間帯	平日9時~17時
	F A X	045-210-830
	e-mail	Lpkanagawa@*****

支援（値引き）を行った対象世帯一覧

事業所名：県庁ガス（株）

事業所が複数ある場合は、
事業所ごとに作成ください。

【税込み】額から
値引きを行った事業者用

実績報告後、県又は事務局が無作為に選んだ利用世帯（5件程度）について、領収書等を提出していただきます。

- ① 値引きの事実が確認できるもの（検針票、領収書等）
- ② 令和6年2月以前から契約していること

税込で値引きを行った事業者向けの様式となります。

↓こちらに記入

No	値引き対象世帯 (管理番号など世帯を特定できるもの)	市町村名 (政令市は区まで記載)	値引額 【税込み】	値引額（税抜） (自動計算)
例 (税込1,254円を 値引きした場合)	123-45-67890 (または世帯名)	横浜市中区	1,254	1,140
1	11111-111111	横浜市中区	1,254	1,140
2	11111-111112	横須賀市	1,254	1,140
3	11111-111113	平塚市	950	863
4	11111-111114	小田原市	1,000	909
5	11111-111115	三浦市	1,254	1,140
6				0
7				0
8				0
9				0
10				0
11				0
12				0
13				0
14				0
15				0
16				0
17				0
18				0
19				0
20				0
～途中省略～				
163				0
164				0
165				0
166				0
167				0
168				0
169				0
170				0
値引き額総計（A）				5,192
事務経費（B）				150,000
申請額(A+B)				155,192

値引きを行った全消費者を漏れなく記入ください。

税込の値引き額を記入ください。

税込額が自動計算されますので、記入は不要です。

自動計算で値引額の合計が表示されます。

行が足りない場合は、適宜追加してください。

事務経費（15万円×営業所数）を忘れずに記入ください。

「申請額」を第4号様式の「申請額」に記入ください。
事業所が複数ある場合は、各営業所の申請額の合計を記入ください。

※行が足りない場合は適宜追加してください

支援（値引き）を行った対象世帯一覧

事業所名：県庁ガス（株）

事業所が複数ある場合は、
事業所ごとに作成ください。

【税抜き】額から
値引きを行った事業者用

実績報告後、県又は事務局が無作為に選んだ利用世帯（5件程度）について、次の資料を提出していただきます。

- ① 値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙、等）
- ② 令和6年2月以前から契約していることが確認できるもの（2月以前の検針票、液石法第14条書面の写し、等）

税抜で値引きを行った事業者向けの様式となります。

No	値引き （管理番号など世帯 の）	（世帯住所まで記載）	値引額 【税抜き】
例 （税抜1,140円を値引き した場合）	123-45-67890 （または世帯名）	横浜市中区	1,140
1	11111-111111	横浜市中区	1,140
2	11111-111112	横須賀市	1,140
3	11111-111113	平塚市	1,140
4	11111-111114	小田原市	920
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
～途中省略～			
163			
164			
165			
166			
167			
168			
169			
170			
値引き額総計（A）			4,340
事務経費（B）			150,000
申請額（A+B）			154,340

値引きを行った全消費者を漏れなく記入ください。

値引額（税抜）を記入ください。

自動計算で値引額の合計が表示されます。

事務経費（15万円×営業所数）を忘れずに記入ください。

行が足りない場合は、適宜追加してください。

「申請額」を第4号様式の「申請額」に記入ください。
事業所が複数ある場合は、各営業所の申請額の合計を記入ください。

※行が足りない場合は適宜追加してください

【お問合せ先・各申請書類等の提出先】
神奈川県庁くらし安全防災局防災部
消防保安課 LP ガス・火薬・電気グループ
(平日 8時30分から17時15分まで)
住 所：〒231-8588
 横浜市中区日本大通1
電 話：045-210-3484
F A X：045-210-8830